

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川用水総合管理所長 本田 毅

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 件 名 | 神渕沈砂池堆積土砂土壌調査業務 |
| 2 成果品納入場所 | 岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20(美濃加茂管理所) |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和6年3月22日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 5 年 12 月 26 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質 問 書 | 令 和 5 年 12 月 21 日 12:00 まで
※質問の回答については、令和5年12月25日までにHPに掲載します。 |
| 6) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和5年12月26日 16:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

神湊沈砂池堆積土砂土壤調査業務

特記仕様書

令和5年12月

独立行政法人水資源機構

木曾川用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める測量調査等業務共通仕様書（平成27年4月）（以下「共通仕様書」という。）に優先して「神渕沈砂池堆積土砂土壌分析業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

1-2 準拠基準等

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

- (1) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例
- (2) その他、監督員が指示するもの

第2節 業務内容

2-1 成果品納入場所

本業務の成果品納入場所は以下のとおりとする。

岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20（美濃加茂管理所）

2-2 業務概要

土壌調査

調査作業	:	1式
土壌分析	:	1式
報告書作成	:	1式

第3節 履行期間

1. 履行期間は、契約締結の翌日から令和6年3月22日までとする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第5節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。

- (1) 業務着手時
- (2) 成果物納入時

第6節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 当該調査箇所の図面：PDF形式等
- (2) その他、監督員が必要と認めた資料

2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1.に定める以外の資料が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第7節 成果品の提出

7-1 電子納品

電子納品する電子データのファイル形式は次表を標準とするが、次表のソフト以外を使用した場合、業務途中における協議で交換する図面については、監督員と協議するものとする。

項目	ファイル形式	備考
ワープロソフト	docx 形式	Word2010 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
表計算ソフト	xlsx 形式	Excel2010 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
製図ソフト	dwg と SXF(p21)形式	dwg と SXF(p21)の2形式にてデータを作成する。
写 真	Jpeg 形式	1枚当たりのファイル容量は約 600KB 以下とする。

7-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しているので、記入内容等については監督員から指示を受けること。
2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
 - (1) 電子媒体 (CD-R) : 1式 (2部)
 - (2) 報告書 A4判 : 1式 (2部)

第8節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、「設計図書」ではない。

第9節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 目的

本業務は、神瀨沈砂池堆積土砂を園芸用土等として利用推進を図るため、土壌分析を行うものである。

第2節 業務内容

2-1 土壌調査

(1) 計画準備

受注者は、本業務の目的・主旨を把握した上で設計図書に示す業務内容を確認し、作業計画を立案するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、調査地点の状況を把握するために現地踏査を行うものとする。

(3) 調査作業

- ・調査地点については、別添図のとおりである。
岐阜県加茂郡七宗町上麻生飯高地内（神瀨沈砂池構内）
- ・採取土壌に当たっては、採取試料は冷暗所にて一時保管し、採取後速やかに分析場所に持ち帰り、試料が変質しないように留意するものとする。
- ・受注者は、採取した試料が適正に処理され、保護・保管の必要がなくなるまで各試料を常に最良の状態で保護・保管しなければならない。万が一、保護・保管の処置が不適切であったために分析結果に不良を生じた場合は、受注者の責任において再度試料を採取・分析するものとする。

(4) 土壌分析

- ・土壌分析項目については、別表のとおりとする。
- ・土壌分析項目について監督員が指示追加した場合は設計変更の対象とする。

(5) 報告書作成

下記のとおり、本業務の成果のとりまとめを行う。

- ・土壌調査結果一覧表
- ・計量証明書
- ・写真（作業状況）
- ・その他監督員が必要と認めるもの

第3節 設計変更

1. 本業務に別途必要な作業が生じた場合には、監督員へ報告するものとする。
なお、別途必要な作業が本業務で行う必要があると機構が判断した場合には、本業務に追加を指示することがある。この場合には、設計変更の対象とする。
2. 関係機関との協議等により、作業の追加を指示することがある。この場合には、設計変更の対象とする。

第4節 業務上の留意事項

1. 本業務における調査、日程は限られているため、監督員と緊密な連絡をとり、手戻りのないよう業務の履行にあたらなければならない。
2. 適用した基準等は、「出典」を報告書に記載するものとする。
3. とりまとめにあたって、貸与資料を引用する際は、引用箇所が把握できるよう引用ページの記載等を行うものとする。

土壌調査

埋立処分に係る基準との比較（溶出試験）

調査地点	調査項目	分析方法	基準値・指針値
神淵沈砂池土砂仮置場	水銀又はその化合物	環境庁告示第13号	0.005mg/L以下
	カドミウム又はその化合物	環境庁告示第13号	0.09mg/L以下
	鉛又はその化合物	環境庁告示第13号	0.3mg/L以下
	有機リン化合物	環境庁告示第13号	1mg/L以下
	六価クロム化合物	環境庁告示第13号	1.5mg/L以下
	ヒ素又はその化合物	環境庁告示第13号	0.3mg/L以下
	シアン化合物	環境庁告示第13号	1mg/L以下
	PCB	環境庁告示第13号	0.003mg/L以下
	セレン又はその化合物	環境庁告示第13号	0.3mg/L以下
	溶出液pH	JIS K 0102 12.1	
	含水率	環境庁告示第13号	

農用地の環境基準との比較（重金属含有量試験）

調査地点	調査項目	分析方法	基準値
神淵沈砂池土砂仮置場	ヒ素	環境庁告示第46号	15mg/kg未満
	銅	環境庁告示第46号	125mg/kg未満

土壌中の肥料成分分析

調査地点	調査項目	備考
神淵沈砂池土砂仮置場	窒素(N)	
	リン酸(P ₂ O ₃)	
	加里(K ₂ O)	
	苦土(MgO)	

数量総括表

業務名 神湊沈砂池堆積土砂土壌調査業務

木曾川用水総合管理所

数量総括表

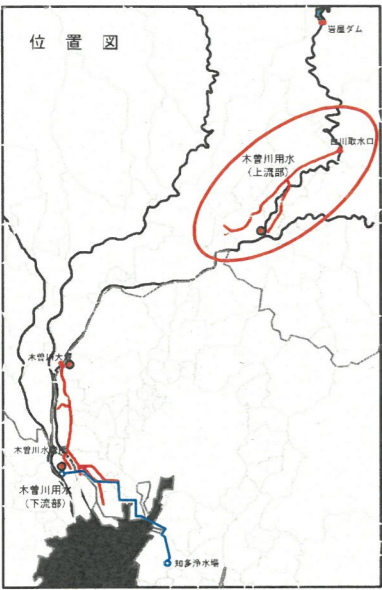
業務名	神淵沈砂池堆積土砂土壌調査業務				業種項目	調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般調査		式		1		
土壌調査業務		式		1		
調査作業		式		1		
調査作業		式		1		
土壌調査		式		1		
埋め立て処分に係る基準比較（溶出試験）		式		1		
農用地の環境基準との比較（重金属含有量試験）		式		1		
土壌中の肥料成分分析		式		1		
報告書作成		式		1		
報告書作成		式		1		
直接調査費＋間接調査費		式		1		

数量総括表

業務名	神淵沈砂池堆積土砂土壤調査業務				業種項目	調査間接費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
間接費		式		1		
諸経費		式		1		
一般調査業務費		式		1		
共通		式		1		
共通		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		式		1		(2回)
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費交通費		式		1		直接往復費

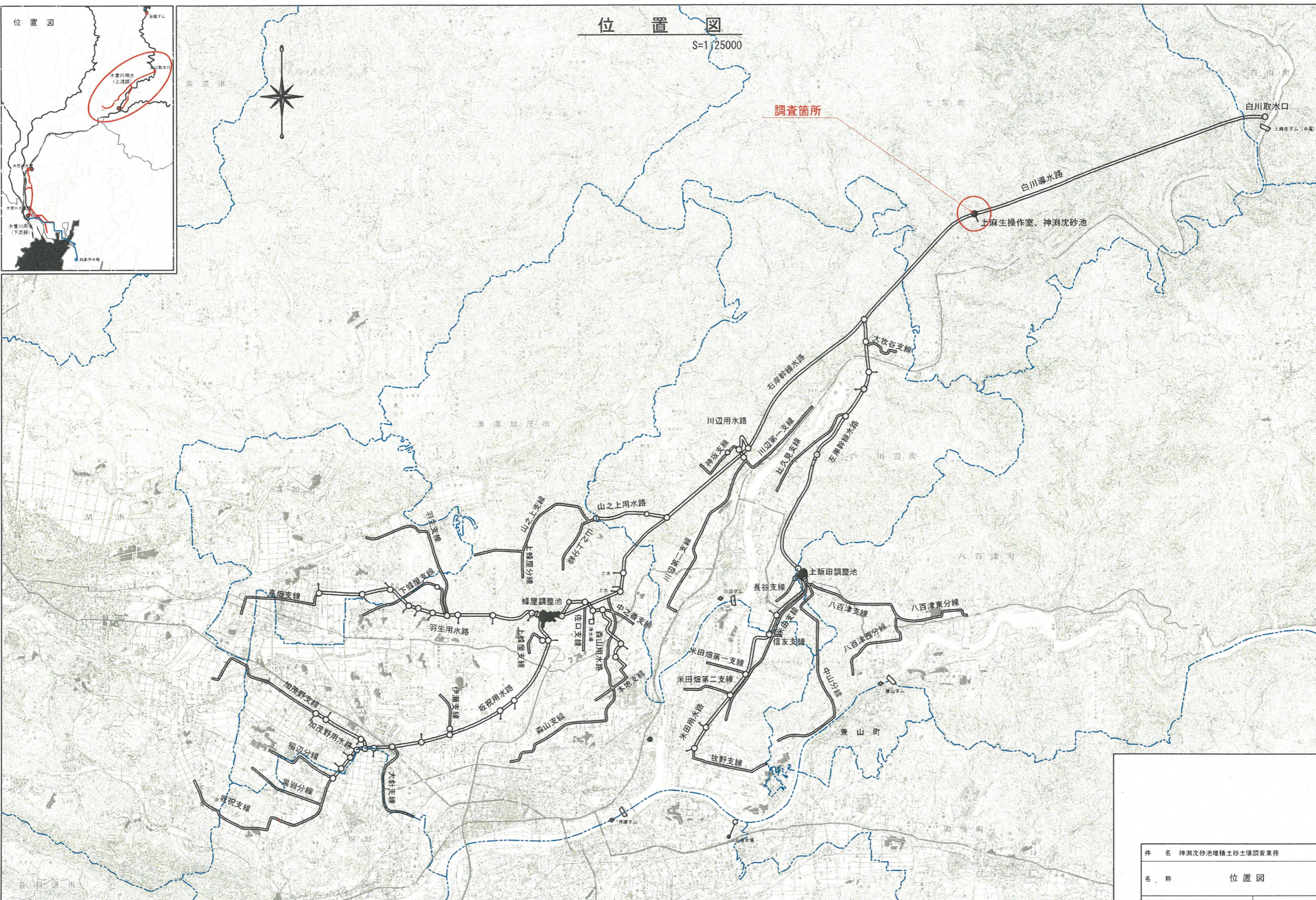
数量総括表

業務名	神淵沈砂池堆積土砂土壌調査業務				業種項目	調査直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
電子成果品作成費		式		1		
印刷製本費		式		1		(2部)
直接原価(その他原価除く)		式		1		
その他原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
解析等調査業務費		式		1		
調査業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
地質調査業務費		式		1		



位置図

S=1/25000



件名	神測沈砂池堆積土砂土壌調査業務		
名称	位置図		
登録番号	整理番号	1	
独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所			



No. 1

神湊土砂乾燥場

拡大

令和4年11月22日

令和4年6月 124m³



No. 2

神湊土砂乾燥場

拡大

令和4年11月22日

令和4年6月 124m³



No. 3

神湊土砂乾燥場

全景

令和4年11月22日

令和3年度 53m³

参 考 資 料

歩 掛 見 積 参 考 資 料

業務名 : 神瀨沈砂池堆積土砂土壌調査業務

この「歩掛見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、設計図書ではない。従って、「歩掛見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、現場条件等を充分考慮して、仮設、調査方法、安全対策等、成果品を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「歩掛見積参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。また、「歩掛見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年12月19日に交付された(件名:神淵沈砂池堆積土砂土壌調査業務)
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。